平成２１年（フ）第２１８６６号
東京都板橋区東新町２丁目10―２　田堰方
債務者　藤本　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８６８号
東京都青梅市河辺町６丁目14―４　市営河辺第２住宅218
債務者　齊藤八千代
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８７０号
東京都品川区二葉１丁目14―10
債務者　星野　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２０９号
福岡市博多区比恵町２番７号
破産者　株式会社日晶
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５２９号
福岡市中央区天神３丁目11番１号
破産者　株式会社シティプラネット
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０４９号
福岡市南区屋形原２丁目35番10号
破産者　株式会社新和技研
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４０号
福岡市中央区大名１丁目11番24号―２Ｆ
破産者　有限会社カレッロ
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４２０号
仙台市泉区泉中央３丁目18―２　グランヒルＳＴ103号
破産者　株式会社北斗企画コンサルタント
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１８号
仙台市宮城野区福田町南１丁目３番27号
破産者　株式会社ジュネラル
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
茨城県常陸大宮市大岩1084番地
破産者　有限会社佐藤建設
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
水戸市栄町１丁目11番26号
破産者　有限会社勝栄産業
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２４７号
栃木県鹿沼市茂呂2515番地２
破産者　有限会社太田工業
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４８号
栃木県宇都宮市下岡本町4125番地プロムナードM103号室、前住所栃木県鹿沼市西茂呂４丁目12番地33
破産者　太田　成美
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３７号
栃木県真岡市高田959番地６
破産者　粂原　正一
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１４号
栃木県宇都宮市大谷町1196番地２
破産者　有限会社スズイシ産業
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目884番地４、前住所栃木県宇都宮市大谷町1196番地２
破産者　鈴木　雅文
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３５号
栃木県鹿沼市亀和田町515番地12
破産者　有限会社シャーリースタイル
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３６号
栃木県鹿沼市亀和田町515番地12
破産者　大橋　俊和
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３７号
栃木県鹿沼市亀和田町515番地12
破産者　大橋のり子
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第２３３号
石川県小松市問屋町１番地
破産者　中西産業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所